

資本主義と外国貿易

木下悦二著



有斐閣

著者紹介

一九二〇年 和歌山県に生まる
一九四六年 大阪商科大学卒業

大阪商科大学経済研究所

(現・大阪市立大学経済研究所) 入所

九州大学教授

著 書

論争・国際価値論(編著)(一九六〇年 弘文堂)

世界の貿易(共著)(一九六〇年 三一書房)

貿易論入門(編著)(一九七〇年 有斐閣)

昭和三十八年一月十日 初版第一刷発行
昭和五十二年四月二十日 初版第七刷発行

資本主義と外国貿易

定価 二二六〇〇円

著 者 木 下 悦 二

発 行 者 江 草 忠 允

発 行 所 株式会社 有 斐 閣

東京都千代田区神田神保町二丁目一七番地
電話 東京(二六四)一三二一(大代表)
郵便番号(101) 銀座口座東京六三番
本郷支店(113) 文京区東京大学正門前
京都支店(606) 左京区田中門前町四四

印刷 文殊印刷有限公司
製本 株式会社 高陽堂

© 1963, 木下悦二. Printed in Japan
落丁・乱丁本はお取替えいたします。

3063-061161-8611

はしがき

資本主義経済の諸法則とその構造を解明するにあたって、経済学は価値の分析からはじめる。価値はなるほど感性的に確認できる量ではないけれども、所与の社会では量的に確定された内実を備えているゆえに、この社会の諸法則と構造の解明のための確保された原点と座標軸の役割を果すからである。だがいわば単一の座標系としての資本主義社会一般の分析の場合とは異なって、国民経済間の相互交渉関係を扱う外国貿易論なり国際経済論なりの分野では、複数の座標系がそれぞれ独自の運動を行なっていて、これらの座標系相互間の相対性が主たる困難を形成しているといえよう。伝統的な外国貿易理論が経済学全般の潮流に対して示しているきわ立った特徴、すなわち、外国貿易理論こそ均衡原理を導き入れた最初分野であつたと同時に、均衡原理の支配する近代経済学のなかで実質生産費的思考とついに絶縁しえなかつたという一見矛盾する傾向は、この困難の反映であつた。リカード流の素朴労働価値説がこの分野で破綻したのは前述の相対性のゆえであり、実質的思考を捨て切れなかつたのは、単一座標系の内部で無視しえたものが、座標の転換の必要な国際間において回避できなかったからである。完成された労働価値説によって外国貿易を分析しようとする最近の試みにおいても、依然としてこの困難が鰐の石となっている。一方では、国際交換の結果を価値論的に読み直すにとどまることによって、労働価値説の実質を放棄し、他方では、国際的価値の概念のなかに世界的規模での固定された単一の座標軸を想定することによって、対象のもつ相対性の問題を回避しようとしている。しかし私は完成された労働価値説こそこの相対性をそのものとして捉えうると確信するものである。そしてこれが本書の中心的課題であるばかりではなく、また基調をなしている。

ところで、外国貿易はいうまでもなく国際商品交換であって、商品交換が一般にそうであるように、資本主義にのみ固有な現象ではない。しかし資本主義の下における外国貿易には特殊に資本主義的な諸形態が認められるのである。その機能においても様々の特殊性を備えている。にもかかわらず、これまで外国貿易論はこの資本主義的特殊性の解明にあまりにもわずかな注意しか払わなかった。それにより資本主義に固有な現象さえ超歴史的に描き出す結果に陥っていた。そこで資本主義の下での外国貿易の形態と機能の特殊性の究明を本書全体を貫くテーマとなし、これを書名に選んだ。

したがって、これら二つの課題がいわば本書を織なす緯糸と経糸をなしているのである。

本書は三編からなっている。名和統一教授によって最初の一石が投ぜられて以来、労働価値説の上に外国貿易論を展開しようとの企図に導かれたいわゆる「国際価値論争」のなかに育ったというその成立の系譜からして、本書の中心は世界市場における価値法則を扱った第二編にある。この問題について名和教授の成果を継承発展させようと試みた最初の論文を発表してすでに十余年を経た。その間私の一連の論文に対し、松井 清、吉村正晴、山本二三丸、行沢健三の諸教授をはじめ多くの方々から論評をいただいた。これらにつきできるだけその都度お応えするように努めてきたが、限られた論点の議論だけでは意を尽せぬ場合が多く、かねがね私自身の全構想を系統立てて展開する必要があると感じていた。そこで、ここでは、古典の解釈や論争からできるだけ離れて、論理の糸を辿るように努めた。私が「国際価値論争」から何を学んだかについては、すでに編著『論争・国際価値論』（一九六〇年、弘文堂）の附論で詳しく書いたので、ここでは重複を避けた。併せて参照願えれば幸である。

第三編では、第二編の成果の上に、外国貿易と国民経済という外国貿易論の本来的領域に足を踏み入れた。だがこの編は私にとってなお一つのトルソーである。それは私の未熟さによるばかりではなく、マルクス経済学のこの領域

での研究の現状にも制約されている。そこで私の研究の未熟さをあたかも完成されたもののごとくとりつくるわず、課題に接近する足がかりを固めることに努めた。かかるものとして御検討を俟ちたい。

最後に第一編だが、ここではマルクス主義がこれまで貿易問題をいかに扱ってきたかを問題史的に概観している。労働者階級の解放の理論としてのマルクス経済学の流れのなかに占める本研究の位置づけを行なうためのものであり、序章にあたっている。この種の研究が比較的なおざりにされていたので、いささか均衡を失うほどの頁数を割く結果になった。ただ貿易理論に与えられている一般のイメージに遠いため、この種のテーマになじめない人々には、第二編から読みはじめていただくことを望んでいる。とはいえ、私自身の意図としては、資本主義の下での外国貿易の形態と機能の特殊性を説明しようとのテーマをここでも貫いているのであって、終章は全三編の総括として意義を主張しようと考えているのである。

本書は一九六一年春ほとんど一気に書き下したものであるけれども、構想そのものは長年にわたりたえず反芻をくりかえしてきた。それだけに本書に対する私の愛惜は強いのだが、こうして形を整えてみるとそのまじしさに傷み入る外はない。いまはこれを足場に、第三編に重点を置いた展開を目標にして研鑽を続けたいと思う。巨細にかかわらず先学の御指導を願ってやまない。

本書をなすにあたり多くの先輩、友人の御援助と激励を得たが、ことに狭間源三教授をはじめ、川合一郎、林直道、山崎春成の諸氏からは厚意ある御配慮を得た。記して謝意を表したい。また出版にあたって有斐閣池淵昌氏および涌井義治氏にひとかたならぬお世話になった。御尽力に深く御礼を申し上げる。

最後に私事にわたって恐縮だが、この書を亡き母に捧げた。さきに述べた最初の論文を書き上げて五日目に逝ったのだが、家族制度の重荷を一身に支え、ひたむきな愛情をそいでくれた母に何一つ報いえなかったことを憶って、

は し が き

ここに碑銘を刻む次第である。寛恕を得たい。

一九六二年一〇月二四日

著

者

目次

第一編	マルクス主義と貿易問題	一
第一章	貿易問題におけるマルクスとエンゲルス	一
一	マルクスの問題意識	一
二	チャーチストと自由貿易	四
三	自由・保護貿易論についてのマルクスの立場	九
四	エンゲルスの保護貿易論の立脚点	一六
第二章	ドイツ社会民主党の関税論争	二五
一	ビスマルクの関税改正とドイツ社会民主党	二五
二	論争の経過 (一)	三三
三	論争の経過 (二)	三六
四	帝国主義と貿易問題	四四
第三章	ナロードニキとの外国市場論争	五三
一	序	五三
二	ナロードニキとマルクス、エンゲルス	五三
三	レーニンのナロードニキ批判	五九

第四章 一国社会主義の建設と貿易問題	六
一 外国貿易の国家独占	六
二 社会主義工業化と外国貿易	七
第五章 社会主義世界經濟体制の成立と貿易問題	七
一 二つの世界市場の理論	七
二 兩体制間貿易の意義の理論的評價	八
三 社会主義的國際分業と外国貿易	八
第二編 世界市場における価値法則	七
第一章 方法上の若干の問題点	七
一 外国貿易論の対象と方法	七
二 古典学派貿易理論との関連	一〇
第二章 國際交換と価値法則	一七
一 「比較生産費説」について	一七
二 國際的価値	二六
第三章 国民的生産性の相違と貨幣価値の相対的相違	二九
一 單純な価値形態	三〇
二 發展した価値形態	四一

目次	
三 一般的等価形態	一四二
四 貨幣形態	一四三
五 国際間における貨幣価値の相対的相違	一四四
六 両者の関係について	一四八
第四章 世界市場価格の形成	一五三
一 予備的考察	一五三
二 国際交換における競争の二法則 (一)——市場価値の法則——	一六六
三 国際交換における競争の二法則 (二)——生産価格の法則——	一七六
第五章 世界市場の構造	一八三
一 世界貨幣	一八三
二 国際通貨	一八七
三 世界市場における競争	一九一
第三編 外国貿易と国民経済	一九五
第一章 外国貿易の利益	一九五
一 社会的労働節約の効果	一九五
二 交易条件と貿易の利益	二〇一
三 国民の利益と資本の利益との背離	二〇六

第二章 総資本の再生産過程よりみた外国貿易	三二
一 分析の三つの視角	三二
二 再生産論と外国貿易	三三
第三章 貿易差額	三五
一 重商主義	三五
二 国民的蓄蔵貨幣の役割と貿易差額	三八
三 ケインズとハロッド	三三
第四章 外国貿易と資本の蓄積	四〇
一 先進国の場合	四〇
二 後進国の場合	四七
三 工業国と農業国	五四
第五章 後進国工業化と外国貿易	六三
終章	六六
索引	

第一編 マルクス主義と貿易問題

第一章 貿易問題におけるマルクスとエンゲルス

一 マルクスの問題意識

マルクスは、かれがはじめて経済学の研究にたずさわるようになったいきさつを、後年『経済学批判』の序文のなかで、次のように語っている。

「わたくしの専攻学科は法学であった。だがわたくしは、哲学と歴史とを研究するかたわら、副次的な学科としてそれをおさめたにすぎなかった。一八四二年から四三年のあいだに『ライン新聞』の主筆として、わたくしは、いわゆる物質的な利害関係に口をださないわけにはいなくなつて、はじめて困惑を感じた。森林盗伐と土地所有の分割についてのライン州議会の討議、当時のライン州知事フォン・シャーペルがモーゼル農民の状態について『ライン新聞』にたいしておこした公の論争、最後に、自由貿易と保護関税とに関する議論、これらのものがわたくしの経済問題にたずさわる最初の動機となつた。⁽¹⁾」

(注) マルクス・エンゲルス・レーニン研究所編『カール・マルクス年譜』には、一八四二年一〇月頃—一二月頃の項に、「毎週『ライン新聞』の経営者や編集員の会合に加わり、『社会問題』並びに自由貿易や保護貿易の問題を論議す」(広島定吉訳、二〇頁)とある。

(1) Karl Marx, Zur Kritik der politischen Ökonomie: Karl Marx = Friedrich Engels Werke, Bd. 13., SS. 7~8. 岩波文庫訳、一二頁——以下この全集は M. E. Werke と略記する。

一八四二年は、一八三四年に発効したドイツ関税同盟条約の期限とされた八年目にあたっていた。したがって期限到来の以前から、関税同盟をめぐっての、さらに同盟の貿易政策をめぐっての対立が表面化し、関心が盛り上っていた。穀物、木材などの輸出に主たる関心をもっている東エルベのエンケルに導かれたプロシヤの関税政策は自由貿易に傾いていた。工業的に発展していない諸国もこれに追隨していたが、ヴェルテンベルグやバーデンに導かれた、西南ドイツの諸国は、保護関税を主張していた。なぜならそれらの国々に生れたばかりの綿紡績業や鉄工業にとっては、生産諸条件のはるかにより先進的なイギリスの競争に悩まされていたから。こうした産業資本の利害を鋭く理論化した保護貿易主義の最大の古典であるリストの『政治経済学の国民的体系』(Das nationale System der politischen Ökonomie, Bd. I.)も一八四一年に刊行されていた。『ライン新聞』の経営者たちは関税同盟の拡大に強い関心を払っていて、当初リストを編集者に迎える計画であったことからみても、編集者としてのマルクスがこの問題の論議にまぎこまれたのは当然であった。

当時のかれの見解は明らかではないが、十一月二十二日付の新聞に掲載された保護関税に関する論文の編集者の脚注には、「われわれは筆者の歴史的論議を承認することが出来る。……商工業は保護されねばならぬ。だが保護関税が商工業を、真実に保護するや否や——正にこの点が問題だ。寧ろわれわれは、かくの如き制度を以って、平時中に於ける戦時状態の組織——戦時状態なるものは、まず外国に向けられるが、その遂行にあたって、必然、自国の上に降りかかるものだ、——と見る。だが勿論、一つの国は、それが、如何に自由貿易の原則を承認していても、一般に、世界状況によって制約されるものであり、したがってこの問題はただ国際会議の決定に待つべく、決して国々の内閣

の決定に待つべきでない。」と記されている。⁽²⁾これはいかにも曖昧であり、マルクス自身がいささか戸惑いを感じていた様子がうかがえる。それにしてもこのマルクスの文章をもって、レンツ (F. Lenz) のように「国際的自由貿易に対するマルクスのもとからのこのみ」⁽³⁾を、読みとるだけに終わることに賛成できない。むしろマルクスの「困惑」をまねいた「わたくしをなやませた疑問」⁽⁴⁾の内容と性格をたしかめておかなければ、後のかれの思想体系とのつながりが明らかとはならないであろう。わたくしには、『ヘーゲル法哲学批判序説』の次の一節がこのことを明らかにしているように思われる。

「政治的世界にたいする産業の、一般には富の世界の關係が、近代の重要問題である。この問題はどのような形でドイツ人をまきこみはじめているか？ それは保護関税、禁止関税制度、国民経済という形である。ドイツ国粹主義は人間から物質にのりうつり、こうしてある朝めざめると、わが国の木綿の騎士と鉄の英雄たちは愛国者になりかわっていた。だからドイツでは、独占に對外主權があたえられることを通じて、その對内主權がみとめられはじめている。こうしてドイツでは、フランスやイギリスでおわりかけていることが、やっといまはじまりかけているのである。これらの国が理論上で反抗し、やっとな鎖をしのぶ思いで耐えている古びた腐敗した状態が、ドイツでは、美しい未来をつげる曙光としてむかえられ、しかも狡猾な (listig) 理論から仮借ない実践へうつろうとはなおあえてしないのである。」⁽⁵⁾すなわちフランスやイギリスではすでに遺物として棄て去られようとしている保護制度が、ドイツでは明日を保証する進歩の象徴として、もち出されているという現象におけるこの倒錯した關係が、どこから生れているのかを根底から認識することであつたといえよう。しかもそのためには経済学の研究を必要としたことはいうまでもない。単に自由貿易と保護貿易とのいずれを支持するか、そのどちらに偏愛を示したかであるなら、それは、かれに経済学の研究を促すほどのものとはならなかつただろう。そうではなしに、問題がこのように設定されていたからこそ、

関心はやがて、史的唯物論の完成につながったのである。

- (2) 改造社版、マルクス・エンゲルス全集、第二巻、一三頁。
- (3) F. Lenz, Friedrich List, die „Vulgarökonomie“ und Karl Marx, 1930, S. 12.
- (4) K. Marx, a. a. O., S. 8. 訳、一二頁。
- (5) M.E. Werke, Bd. I., S. 382. 訳、大月書店版、マルクス・エンゲルス全集、第一巻、四一九頁。

マルクスは一八四二年に続く数年間においてかれの思想体系の全骨格を完成している。エンゲルスと協力して『共産党宣言』を書き上げたのも一八四七年から四八年にかけてであった。また同じ頃、貿易問題に対する労働者階級の立場を明らかにする必要にせまられた。なぜなら、一八四六年に穀物法の廃止に成功したイギリスの産業ブルジョアジーは、大規模な自由貿易主義の宣伝を、大陸諸国に向かって行ないはじめたからである。それに伴って大陸諸国では自由貿易か保護関税かの論争が盛んになった。そのうえ自由貿易論者も保護関税論者も、それが勤労大衆にきわめて有利であり、貧困から解放への途であると訴えかけていた。一八四七年から四八年にかけて、マルクスの『自由貿易問題に関する演説』を中心とする、マルクスとエンゲルスの数篇の論文が書かれたのもこうした背景においてであった。それにしても『自由貿易問題』におけるかれの立場は、かれの経済学研究の抽象的論理のなから導き出されたものでは決していない。それは、イギリスの労働者階級の実践のなかで確められた立場がかれによって完成されつつあった理論体系にかえられて、裏打ちされたものであった。それゆえ、われわれはいささか眼を転じて、イギリスの穀物法撤廃運動とチャーチストの関係について簡単にふりかえってみよう。

二 チャーチストと自由貿易

イギリスの労働者階級は、一八一五年から三二年にいたる議会改革運動において、擡頭しつつあった都市中産階級

と同盟していた。三二年の選挙法改正は、全国的な規模で闘われた労働者階級の激しい大衆運動のなかで、議会を通過した。「労働階級が指導的な役割を演ずるかも知れぬ革命の脅威」⁽¹⁾によって、この成果がかちえられたものであり、主として労働者の手によって闘われたにもかかわらず、労働者は全く選挙から締め出されたままに終わった。そののみか、かつての同盟者であった産業資本家の手によって、新救貧法が制定されるという手痛い裏切りを経験して、ブルジョアジーに対する不信は憎悪に近いものとなっていた。

(1) G.D.H. Cole, *A short History of the British Working-Class Movement 1789-1947*, p. 68, 林健太郎他訳、I、110頁。

一八三七年、普通選挙に立脚した完全な議会民主主義の確立を目標としたチャーチスト協会が組織された。チャーチズムは、「本質的に経済的な運動であつた」⁽²⁾とG.D.H. コールも特徴づけているように、単なる議会の改革のための運動ではなく、内容的には、政治的綱領をかかげた労働者階級の運動であつた。それゆえチャーチズムは歴史上最初の労働者階級の政党であつた。これに対し急進的ブルジョアジーは政治的民主主義の実現よりも、より実際的で経済的利益をもたらず穀物法の撤廃に注目していた。かれらの機関紙であつた「Sun」紙は三七年九月のチャーチストの大会を前にして次のように書いている。「われわれの見解によれば、穀物法の廃止に努めるか、それとも人民憲章の制定をとるかにしたがって、この大会は直接的利益に通じるか、それとも、大なる危害に通じるかいずれかにならう。出来るだけ有産階級と労働階級の間の力の紛争を喰いとめようと望むすべての人々は、思うに、この会合を前の方の目的の達成に導くべきである。人民憲章のために現在行なわれている運動に有利な決議が通るとすれば、穀物法の問題はさしあたりのみ消されてしまうだろう。それでは労働者を恐れることで知られている資本家は、直ちに全力をあげてかれらに反対するために力を結集するであらう。単に飢餓法 (Starvation Laws) の廃止の実現によって大きな実

益をえる機会を失なうばかりでなく、明らかに怒にみちた煽動と大きな混乱がそれに続くことだろう。」⁽³⁾急進的ブルジョアジーは、それが当面実現性が薄いという理由以上に憲章に反対する理由をもたなかったにもかかわらず、このような脅迫がましい忠告を行なったのは、チャーチストの運動が労賃引上げ、労働条件の改善、救貧法の廃止、等々一連の社会的経済的改革を目標とする労働者階級独自の運動に発展するのに反対であったからで、穀物法の廃止というブルジョアジー自身の要求実現の運動の一翼として奉仕する範囲にとどまるべきだとしたのである。いうまでもないことだが、もちろんチャーチストはこの忠告には耳を傾けなかった。

(2) *ibid.*, p. 94. 訳、一六五頁。

(c) *M. Beer, A History of British Socialism, vol. II., pp. 54~55.* 國乾治訳、(2) 五八頁——訳文木下。

急進的ブルジョアジーはその翌年十月マンチェスターに反穀物法協会 (*Anti-Corn Law Association*) を創立し、さらに一年後には反穀物法同盟 (*Anti-Corn Law League*) を組織した。一般に *Leaguer* と呼ばれたこの反穀物法同盟は、コブデンやブライトの指導の下に、下からの強力な穀物法撤廃運動の主体となったものである。

穀物法の廃止について自由貿易論者は次のように主張する。その廃止により食料の価格が低下し、人々はそれだけ工業品の需要を増加する。一方イギリス市場を外国穀物に開放すると、農業国にとっては農業の収入が高まるためあえて工業上の利益を追究してイギリスと競争するのをやめるだろう。したがってイギリスの工業に対する外国の需要は増加するであろう。こうした需要の増加によって工業の活動は活発となり、雇用は増加して賃金は高まるのである。こうして穀物法の廃止は、イギリスの繁栄と社会の平和をもたらし、と。しかしチャーチストはこのような主張によって説得されはしなかった。穀物の価格を引き下げても、資本家は外国との競争に打ち勝つため賃金を引き下げるだけである。大体穀物法の廃止を要求しているのは工場主であり、彼等は労働を出来るだけ安く買い取るこ